

○近年の高温環境による、施設園芸品目の収量及び品質低下を防ぐため、令和8年度に、**ハウスの高温対策資材の導入**を集中的に支援します。

事業実施主体 	施設園芸農家 認定農業者 認定新規就農者 農業法人 農業者の組織する団体（ただし、受益農家戸数が3戸以上に限る）
対象品目 	園芸品目（施設野菜、施設花き） 高温環境で育苗する露地野菜（野菜、花き）の育苗ハウスも対象
対象経費  ①と②の 取組は必須   ※具体的な取組 内容の相談は 随時対応して おります	①換気 外気導入器、肩換気装置、妻面換気装置 等 ※サイド換気は対象外 ②遮光・遮熱 遮光ネット、遮熱ネット、遮熱フィルム 等 ※塗布剤は対象外 ③冷却 ヒートポンプ、細霧冷房、エアコン夜冷装置 等
主な補助要件 	・ 必ず複数の高温対策技術に取り組むこと ※①換気と②遮光・遮熱は必須とする ※既存の資材や装置も対策技術に取り組んでいるとみなす ・ 強靱化ハウス（風速36m/sに耐えうるハウス）又は施設園芸共済、民間保険等に参加していること ・ 成果目標として、現状より向上かつ県が定める収量目標を概ね達成すること ・ 導入施設で対象となる園芸品目を耕作していること
補助率 	1／3以内（最大200万円 1経営体当たり） ※団体申請の場合も各戸の補助上限は200万円とし、合算して申請する

○ 事業のスケジュール見込み

項目	第1回	第2回	第3回
要望調査	3/25～4/10	5/7～5/28	7/10～11/30
事業計画承認申請・交付申請	4/29～7/3	6/19～8/6	8月中旬～12月中旬
事業採択・交付決定、事業着手	5/29～	7月中旬～	9月中旬～

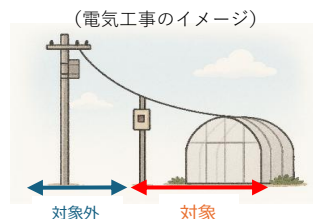
※予算の執行状況により、早期に受付を終了する可能性があります。

事業活用に向けた整理点

【共通】

○ 電気工事も補助対象

- 分電盤やメーター、ブレーカーの設置費用、電力会社申請費用も補助対象
- 既存の200V電源を100Vに減圧する費用も補助対象



【換気】

○ 換気装置の設置に必要なフィルムも補助対象

- 換気装置の設置に付随して、換気口やハウスの屋根部分のフィルムを張り替える必要が生じた場合は、遮熱機能の無いフィルムであっても部分的に補助対象



肩換気装置（例）

○ 妻面換気の場合は、長さ20m以上のハウスの場合、循環扇の設置を推奨

- 妻面換気＋循環扇の設置を推奨とするが、循環扇がなくても換気が見込める場合は、以下の例も「換気」技術とする。
 - ・妻面換気装置の設置
 - ・妻面の全面開放
 - ・妻面上部のフィルムを部分的に剥がし、開口

※原則、両側の妻面で実施すること

※理由書を添付すること

妻面上部



風が通るならば、妻面を開放するだけでも「換気」とみなし、「遮光・遮熱」の取組として、遮熱ネットの購入費用を申請することも可能

【冷却】

○ 冷却に取り組む場合は、冷却効果を高める「保冷シート」「遮熱シート」「断熱シート」等の資材も補助対象

- エアコン夜冷、ヒートポンプ、水夜冷等の冷却技術に取り組む場合「保冷シート」「遮熱シート」「断熱シート」も補助対象

その他、気になる点についてはお問い合わせください。

詳細は、県公式HP（右QRコード）に掲載しますので、ご確認ください。



★ 事業要望の際は、まずは下記までお問い合わせください

<問合せ先>

県庁 農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931

各農林事務所企画調整部門 振興・環境室 農業振興課

（県北）TEL：0294-80-3303

（県央）TEL：029-221-3034

（鹿行）TEL：0291-33-4117

（県南）TEL：029-822-7086

（県西）TEL：0296-24-9174

<書類の提出先>

事業実施主体の所在する市町村